

平成26年9月定例会

請願・陳情文書表

鳥 取 県 議 会

目 次

陳 情 の 部

陳 情 一 覧 表.....	1
総務教育常任委員会.....	9
福祉生活病院常任委員会.....	1 3
農林水産商工常任委員会.....	1 5
地域振興県土警察常任委員会.....	1 7

陳 情 一 覧 表

総務教育常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
総 26年－ 14 (26. 8. 8)	総 務	公務員獣医師の処遇改善（諸手当及び給料表関係）に ついて	公益社団法人鳥取県獣医師会 外	
総 26年－ 16 (26. 9. 10)	総 務	消費税10％への増税の撤回を求める意見書の提出に ついて	鳥取県民主商工会連合会	
総 26年－ 17 (26. 9. 12)	未 来 づ く 推 進	県民の意見・質問等に対する標準応答期間の設置につ いて	倉吉市 個人	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 26年ー 20 (26. 9. 16)	福祉保健	私学助成の充実等（幼稚園関係）に関する意見書の提出について	一般社団法人鳥取県私立学校協会	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

農林水産商工常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
農 26年- 15 (26. 8. 8)	農林水産	公務員獣医師の処遇改善（獣医師奨学金制度関係）に ついて	公益社団法人鳥取県獣医師会 外	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
地 26年ー 19 (26. 9. 16)	地域振興	私学助成の充実等（中学校、高等学校関係）に関する 意見書の提出について	一般社団法人鳥取県私立学校協会	

陳情一覧表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
26 年－ 14 (26. 8. 8)	総 務 関連陳情 農林水産 26 年－ 15	公務員獣医師の処遇改善（諸手当及び給料表関係）について ▶陳情理由 都道府県等の公務員獣医師は、家畜伝染病の予防・まん延防止、適切な獣医療の提供、動物医薬品の適正使用による畜産物の安全確保や、バイオテクノロジーを活用した家畜の改良増殖等の畜産・家畜衛生行政、そして一般市民生活に直接関わると畜・食鳥検査、食品衛生、狂犬病予防、動物愛護等の公衆衛生行政、さらには自然環境、廃棄物対策等の環境行政の幅広い分野において、高い専門性を駆使して職務を遂行し、地方行政の推進に奮闘している。 一方、現在、これらの業務に従事する地方公務員獣医師のほとんどは医師・歯科医師と同様6年間の教育課程を修めた免許取得者であるが、その給与は医師と比較し低い水準の給料表が適用され、高度な自己判断に基づき業務を遂行しなければならない専門職としてふさわしい処遇とは言えない状況である。そして、このことが、全国的に公務員獣医師が採用困難職種となっている最大の要因と言わざるを得ない。 ▶陳情事項 公務員獣医師が、より一層責任と誇りを持って職務に専念できるよう、次の措置を陳情する。 1 公務員獣医師の処遇を改善し、人材確保を推進するため、初任給調整手当の増額及び支給期間の延長を行うこと。 2 家畜衛生及び公衆衛生の最前線において職務を遂行する家畜保健衛生所、食肉衛生検査所及び保健所に勤務する獣医師に対して、十分な獣医師手当を支給すること。 3 医療職給料表（一）の公務員獣医師への適用又はこれに準じる獣医師専門給料表の策定を検討すること。	公益社団法人鳥取県獣医師会 外1団体	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

26 年－ 16 (26. 9.10)	総 務	消費税 10 % への増税の撤回を求める意見書の提出について ▶陳情趣旨 本年 4 月より消費税が 8 % となり、住民生活と景気に大激震を与えている。 内閣府が発表した本年 4 ～ 6 月期の国内総生産 (GDP) は、実質で年率 7.1 % 減となった。これは、東日本大震災が起きた 2011 年 1 ～ 3 月期の年率 6.9 % 減を超え、リーマンショック後の 2009 年 1 ～ 3 月期 (15.0 % 減) 以来の大きさとなった。特に、個人消費は年率 19.0 % 減で、前回の消費増税直後 (1997 年 4 ～ 6 月期、13.2 %) を超え、過去 20 年間で最大の落ち込みとなった。 消費増税による深刻な影響は誰の目にも明らかである。 当該地域でも、経済の疲弊・商店街の衰退ははなはだしく、失業率は改善されず、中小企業の倒産廃業に歯止めがかかっていない。このような状況にのしかかる消費増税と社会保険料の負担増により、地域経済は決定的に破壊されようとしている。 また、自治体財政にも深刻な影響を及ぼす。財政試算では、地方消費税交付金や手数料などの増収を見込んでも、建設事業費の負担増や公立病院の診療報酬アップ分の反映ができないなど、多額の赤字が予想され、その分がすべて住民の負担となる。 それにもかかわらず、政府は夏場に向けて経済を強め、7 ～ 9 月期の経済指標を踏まえて 12 月初旬にも来年 10 月からの消費税税率 10 % を決定するとしている。 いま、政府がやるべきは増税法附則第 18 条第 3 項に基づき、消費税増税を中止することである。 住民の切実な実態と声を受け止め、国に対し、増税の中止を要請していただきたい。 ▶陳情事項 1、消費税 10 % への引上げ反対の陳情を採択し、政府に意見書を提出すること。	鳥取県民主商工会連合会	
------------------------	-----	--	-------------	--

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

26 年－ 17 (26. 9.12)	未 来 づ く 推 進	県民の意見・質問等に対する標準応答期間の設置について ▶陳情理由 このたび、鳥取県立厚生病院を 6 月 14 日に受診したところ、「院内トリアージ実施料」のほか、実施していない検査料金など 3 項目の診療報酬を誤って請求され、その金額は、保険適用前 1 万円ほどと多額なものであった。6 月 25 日付けで、厚生病院及び病院局に対し、適正な診療報酬の算定と再発防止を求める文書を送付するとともに、6 月 27 日には、健康医療局医療指導課に対して、「病院をきちんと指導・監督いただきたい」旨のメールを送ったところである。 しかしながら、7 月 11 日時点で一切返信はなく、私はわざわざ倉吉から本庁に出向き、「どうなっているのか」と尋ねた次第である。すると、「ああ、メールは受け取っていましたよ」「うちとしても、病院には伝えて、きちんと対策されるように依頼しています。様子を見ていました。」などと伝えられた。そうであれば、その旨をメールにて伝えるのが本来の姿のはずで、仮に、対病院できちんと対応していたとしても、対県民で 2 週間もメールを無視しているのは、あるべき姿ではない。 そこで、下記陳情要旨のとおり、県民からの意見などをメール等で所管課が直接受け付けた場合にあっては、速やかに返答をなすべきこと、仮に回答に時間を要する場合であっても、1 週間目途でとりあえずその旨を県民に伝達し、回答時期の見込みを示すべきことを法定し、各課の意識改革を求めるものである。 なお、県民課が受け付けた「県民の声」については、1 週間目途で県民に回答がなされ、また、15 日経過後に、県ホームページなどで原則公開されることになっている。こうした基準を、各部局（課・室）が直接受けた意見等についても定めることを求めるものである。 メールを送ったのに到達したかどうか返信がない「一方通行の県政」ではなく、県民の立場に立って、きちんと応答をなすようお願いしたい。	個人 (倉吉市)	
--------------------------------	----------------------------	--	---------------------	--

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		▶陳情要旨 1. 県民からの意見・要望・質問につき、各部局（課・室）が直接受け付けたものについて、その標準的な応答の期限を条例またはその下位規範である規程において定めてほしい。仮に、回答内容に係る調査などで回答に時間を要する場合であっても、その旨を電話またはメールなどで一旦県民に伝えるべきことを法定してほしい。		
--	--	--	--	--

総務教育常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
26 年－ 20 (26. 9. 16)	福祉保健 関連陳情 地域振興 26 年－ 19	私学助成の充実等（幼稚園関係）に関する意見書の提出について ▶陳情理由 本県の私立高等学校等（幼稚園、中学校、高等学校）は、各々建学の精神に基づき、特色ある教育を積極的に展開して、本県の公教育の発展に寄与している。 近年、グローバル化が進展する社会の中で、各私立学校が時代や社会の要請に応じた新しい教育の推進が求められているが、学費負担における公私間格差や少子化等の影響もあり、私立高等学校等の経営はいよいよ重大な局面を迎えていると言わざるを得ない。 公教育の将来を考えると、公私相俟つての教育体制が維持されてこそ、健全な発展が可能となり、個性化、多様化という時代の要請にも応え得るものと考えられる。 そのためには、公立高等学校等に比べて遙かに財政的基盤の脆弱な私立高等学校等に対する助成措置の拡充が必要である。 このことは、各都道府県が所管する事項とはいうものの、わが国の将来の発展に密接不可分の関係にある教育の振興に関する事柄であり、国の全面的な財政支援が求められるところである。 ▶陳情要旨 私立高等学校等の教育の重要性を認識され、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、高等学校等の私学助成に係る国庫補助制度が堅持され一層の充実が図られるよう、政府及び国会に対し意見書を提出されるようお願い申し上げます。	一般社団法人鳥取県私立学校協会	

福祉生活病院常任委員会・陳情

農林水産商工常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
26 年－15 (26. 8. 8)	農林水産 関連陳情 総 務 26 年－14	公務員獣医師の処遇改善（獣医師奨学金制度関係）について ▶陳情理由 都道府県等の公務員獣医師は、家畜伝染病の予防・まん延防止、適切な獣医療の提供、動物医薬品の適正使用による畜産物の安全確保や、バイオテクノロジーを活用した家畜の改良増殖等の畜産・家畜衛生行政、そして一般市民生活に直接関わると畜・食鳥検査、食品衛生、狂犬病予防、動物愛護等の公衆衛生行政、さらには自然環境、廃棄物対策等の環境行政の幅広い分野において、高い専門性を駆使して職務を遂行し、地方行政の推進に奮闘している。 一方、現在、これらの業務に従事する地方公務員獣医師のほとんどは医師・歯科医師と同様6年間の教育課程を修めた免許取得者であるが、その給与は医師と比較し低い水準の給料表が適用され、高度な自己判断に基づき業務を遂行しなければならない専門職としてふさわしい処遇とは言えない状況である。そして、このことが、全国的に公務員獣医師が採用困難職種となっている最大の要因と言わざるを得ない。 ▶陳情事項 公務員獣医師が、より一層責任と誇りを持って職務に専念できるよう、次の措置を陳情する。 4 返還免除の対象に公衆衛生部門を加えるなどの獣医師奨学金制度の拡充を図ること。	公益社団法人鳥取県獣医師会 外1団体	

農林水産商工常任委員会・陳情

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提出者及び紹介議員	審査結果
26年－19 (26. 9. 16)	地域振興 関連陳情 福祉保健 26年－20	私学助成の充実等（中学校、高等学校関係）に関する意見書の提出について ▶陳情理由 本県の私立高等学校等（幼稚園、中学校、高等学校）は、各々建学の精神に基づき、特色ある教育を積極的に展開して、本県の公教育の発展に寄与している。 近年、グローバル化が進展する社会の中で、各私立学校が時代や社会の要請に応じた新しい教育の推進が求められているが、学費負担における公私間格差や少子化等の影響もあり、私立高等学校等の経営はいよいよ重大な局面を迎えていると言わざるを得ない。 公教育の将来を考えると、公私相俟つての教育体制が維持されてこそ、健全な発展が可能となり、個性化、多様化という時代の要請にも応え得るものと考えられる。 そのためには、公立高等学校等に比べて遙かに財政的基盤の脆弱な私立高等学校等に対する助成措置の拡充が必要である。 このことは、各都道府県が所管する事項というものの、わが国の将来の発展に密接不可分の関係にある教育の振興に関する事柄であり、国の全面的な財政支援が求められるところである。 ▶陳情要旨 私立高等学校等の教育の重要性を認識され、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、高等学校等の私学助成に係る国庫補助制度が堅持され一層の充実が図られるよう、政府及び国会に対し意見書を提出されるようお願い申し上げます。	一般社団法人鳥取県私立学校協会	

地域振興県土警察常任委員会・陳情

